

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

<申請書>

申請件名	東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請について
申請概要	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9 第2項の規定により、設計及び工事の計画の変更の認可申請を行う。

上記の申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

<核セキュリティ及び保障措置への影響の有無>

	確認項目	影響の有無	備考
核セキュリティへの影響	①防護対象の追加等による影響の有無	無	本申請に伴い防護対象設備の移設あり。
	②侵入防止対策に係る性能への影響の有無	無	本申請に伴い防護対象設備の移設はあるが同エリア内であることから設計上問題ないことを確認している。
保障措置への影響	①設計情報質問表 (DIQ:Design Information Questionnaire) への影響の有無	無	DIQの内容に影響する変更はない。
	②査察機器の移設又は新規設置の有無	無	監視エリアのレイアウトへの影響はない。
	③サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・建造物の新設の有無	無	運用の変更であり、本申請に伴う建物の新設はない。
	④既存の査察実施方針への影響の有無	無	既存の査察実施に対する影響はない。